

搬入要領

1 受入施設名

福井県産業廃棄物処理センター（以下「センター」という。）

2 施設の概要

- ・安定型最終処分場
 - ・管理型最終処分場(令和2年12月末をもちまして受入を終了しました。)
- ※焼却・破砕などの中間処理は行いません。

3 所在地

〒 9 1 0 - 3 1 3 1

福井県福井市白方町46字臨海3番地

4 電話番号およびFAX番号

TEL:0776-85-1228

FAX:0776-85-1228

E-mail : info@fukui-sanpai.jp

5 営業日および受入時間

営業日 月曜日～金曜日 午前9時～12時、午後1時～4時半

受入日 安定型最終処分場：月・火・水・木・金

（休業日） 土曜日、日曜日、祝祭日

12月29日～1月3日

※搬入の前営業日午前中までに、予約申込がない場合は受入れできません。

※予約日については、予約状況によりご希望に添えない場合があります。

※処分場内の安全点検、大雨や大雪などの気象条件、地震等により、臨時的に受入を中止する場合があります。

6 受入対象者（利用できる方）

センターを利用できる方は福井県内に事業所等を有する排出事業者および中間処理を行う事業者です。

7 受入対象産業廃棄物

受入対象とする産業廃棄物は、福井県内で発生したもので別表1のとおりです。

8 埋立処分料金

①埋立処分料金は別表2のとおりです。（料金は10kg単位で算定します。）

②埋立処分料金は原則として現金払とします。

※ 処分料金は改定することがあります。

9 埋立処分委託申込および契約の締結

- ① センターを利用しようとする方は、事前に**廃棄物処分委託(変更)申込書(様式第1号)**を提出（FAX可）してください。なお、申込書は廃棄物の排出場所毎に記入してください。センターにおいて受入れのための必要な審査を実施します。（審査完了までには、約1ヶ月の期間が必要となります。）
- ② 埋立処分委託申込に当たっては、種類ごとに**廃棄物データシートWDS（様式第2号）**に必要事項を記入のうえ提出（FAX可）してください。
また、発生工程等の確認調査を実施する場合があります。
- ③ 審査終了後、基準に適合し受入が適当と判断した場合、**産業廃棄物処分委託契約書（様式第3号）**により契約を締結し、契約済証を発行します。
- ④ 契約した産業廃棄物の種類を変更する場合にあっては、事前に**廃棄物処分委託（変更）申込書（様式第1号）**を提出し、基準に適合した場合、**産業廃棄物処分委託変更契約書(様式第4号)**を提出し変更手続きをしてください。また、会社名、住所など軽微な変更の場合は、**廃棄物処分委託変更届出書(様式第5号)**を提出(FAX可)してください。

10 搬入予約

- ① 契約締結後、廃棄物を搬入しようとするときは、事前に**搬入予約申込書（様式第6号）**により、FAXで申込を行ってください。**（搬入の前営業日午前中までに予約をお願いします。）**なお、センターの受入れ態勢の都合により、搬入日時を変更する場合があります。**（予約は、搬入日1週間前から受付します。）**
- ② 廃棄物の搬入を承認したときは、**搬入予約承認書（様式第6号）**を申込者あてにFAXで返送します。
- ③ 廃棄物の搬入時に搬入予約承認書、マニフェスト、契約済証を公社管理事務所受付に提出してください。ただし、電子マニフェスト利用の場合は、搬入時まで登録が終了していることが必要です。
- ④ 搬入の前営業日午前中までに、廃棄物の予約申込がないときは受入できません。
- ⑤ 予約日時について変更をお願いすることがありますので、必ず連絡先を記入してください。

11 運搬および搬入

- ① 搬入は、排出事業者などによる自己搬入、または許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者への委託により行ってください。
- ② 搬入の際は、搬入予約承認書、契約済証を必ず提示してください。
- ③ 搬入車両は産業廃棄物の飛散・流出防止のためシート掛け等の措置を講じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法等の法規を遵守してください。
- ④ 周辺道路上での待機、駐車やごみのポイ捨ては行わないでください。

12 受入検査

- ① 安定型4品目（廃プラスチック類、金属くず、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず）については、**全量展開検査**を実施します。
- ② 展開検査後の廃棄物は、搬入車両により埋立処分場まで運搬し、荷下ろししてください。
- ③ 搬入は速やかに荷下ろしのできる車両をお願いします。

13 受入の停止・拒否

- ① 次に該当する場合は、持ち帰っていただきます。
 - ア センターが受入を承認していない廃棄物等を搬入しようとするとき。
 - イ 受入基準に適合しない廃棄物等を搬入しようとするとき。
 - ウ 搬入の前営業日午前中までに、廃棄物等の予約申込みがないとき。
 - エ センター職員の指示に従わないとき。
 - オ 搬入時に必要書類を携帯せず、または記載内容に不備があるとき。
 - カ 目視検査、展開検査その他センターが必要とする検査に応じないとき。
 - キ その他、センターの埋立処分事業の運営に支障があると認められたとき。
- ② 次に該当する場合は、一定期間、受け入れを停止または、契約を解除することがあります。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令、委託契約書搬入要領を遵守しないとき。
 - イ 申込書などに虚偽または不正を発見したとき。
 - ウ センター職員の指示に従わず、威圧的な行動を取ったとき。
 - エ 13①の状況が繰り返されるとき。

14 その他

- ① 既に受け入れた廃棄物でも受入基準に適合しないことが判明した場合は、持ち帰っていただきます。
- ② 搬入した廃棄物に起因した事故等が発生した場合には、排出事業者および運搬事業者に対し必要な措置を求めることがあります。
- ③ センターでは、収入印紙の販売は行っていません。